産業能率大学通教校友会
支部案内郵便費助成金の支給に関する規程

分類番号：助ー程００７
制定日：2012 年 7 月 7 日
改定日：2022 年 7 月 2 日

（目的）

第１条　この規程は、産業能率大学通教校友会（以下「校友会」という。）の支部が、支部会員に支部総会又は支部活動の案内等を送付する際に発生する郵便料金を補助するために、支部に対して支給する支部案内郵便費助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

（助成金の支給要件）

第２条　助成金は、支部会員に向けて、支部活動の関連資料を送付するためにかかった費用に対して支給する。

（助成金の支給回数）

第３条　助成金の支給回数は、１会計年度当たり１回とする。

（助成金の支給金額）

第４条　助成金の金額は、支部に所属する会員のうち、支部活動の資料を郵送する対象者数に基づいて定める。

２　助成金の金額は、下表のとおりとする。

資料の郵送対象者数	助成金額
29 人以下	2,000 円
30 人～50 人	3,500 円
51 人～70 人	5,000 円
71 人～90 人	6,500 円
91 人以上	8,000 円

（助成金の申請方法と申請期限）

第５条　助成金を申請する場合は、次の各号の書類を産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）へ提出しなければならない。

(1)別紙１の「産業能率大学通教校友会 支部案内郵便費助成金申請書」（以下「申請書」という。）

(2)支部会員に送付した資料

(3)郵便料金の領収書

２　助成金の申請締切日は会計年度ごとに定めることとし、5 月３１日を申請締切日とする。（5 月 20 日以降の申請は翌年度に繰り越すものとする。）

（助成金の支給時期）

第６条　助成金の申請があった場合、事務局は申請書類の内容を審査し、第２条に定める支給要件を満たすと判断した分に対して、申請日の翌月、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。